

2023年8月25日

鹿児島労働局長  
中所 照仁 殿



鹿児島県労働組合総連  
議長 福丸 裕

〒890-0066  
住所 鹿児島市真砂町 86-9 辻ビル 2階  
電話 099-259-0321

## 令和5年度鹿児島県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より働く者の労働条件の改善・くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご尽力に敬意を表します。

8月10日、鹿児島地方最低賃金審議会は最低賃金改定について、地域別最低賃金改定額の目安額39円に5円プラスして897円とする答申をおこないました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安39円に5円をプラスするとの結論は極めて意義深い考えであると思います。私たちは、「最低賃金の水準引き上げ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。目安に上積みすること、中小企業・小規模事業者への支援を求める答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額44円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。鹿児島県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

### 記

1. 令和5年度の鹿児島県の最低賃金を1時間897円とすることに不服である。
2. 本年の鹿児島県の最低賃金は、Aランク東京地方との地域間格差は、縮小したとはいえいまだ216円あり、至急の改善を求める。
3. 全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求める。

### 【異議申出の主旨】

鹿児島県労連や全労連の地方組織で最低生計費調査をおこなった結果、一人暮らしの若者が憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、いずれの都道府県でも時間給1,500円・月額23万円・年収280万円程度が必要という調査結果が出ている。私たちはこうした調査結果を根拠とし「全国一律最低賃金制度」を求めている。

鹿児島県ではないが、子育て世代の試算調査もおこなっており、30代夫婦と小学生・幼

児の4人世帯の必要生計費試算結果は年間500万円後半になった。

私たちの求めている最低賃金1,500円はフルタイム勤務の場合で年額270~300万円になり、夫婦2人で働けば、義務教育世帯4人家族の生計費に近似する。最低賃金1500円は単身世帯だけではなく結婚し子どもを生み育てることがかろうじて可能となる最低限の水準ということである。

親の貧困は家庭環境や教育環境に影響を与え子どもへの貧困の連鎖にもつながっており現時点で親の世代となる労働者にとって、最低賃金1,500円はこれからの社会を担う子どもたちの将来にも影響を与える大きな課題である。

職業選択の自由で「あえて有期雇用やパート勤務など非正規雇用を選んだ」との見解があり、不安定雇用や低賃金は自己責任であるとの誤った見解がある。しかし、1980年代以降政治家は労働法制を改定し、大企業の求めに応じて正規雇用から雇用の調整弁として非正規労働者を拡大してきた雇用者としての責任は免れない。

最低賃金法の目的は「労働条件の改善・生活の安定・・・国民経済の発展・・・」であるが今日まで目的に沿うことがなく、最低賃金の改定によって労働者の生活の安定や日本経済の発展にはつながっていない。

「鹿児島県最低賃金は生活保護基準を下回らない」と答申されているが、居住地・勤労控除・月労働時間・可処分所得割合などの比較計算方法には、最低賃金を高く、生活保護基準を低く見せるようになっている。そもそも、世界有数の経済大国である日本で、フルタイム勤務すれば、経済規模に見合う「普通の暮らし」ができる賃金でなければならない。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条（生存権）がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考え、今一度審議いただきたいと考える。

以上の主旨から、鹿児島県労働組合総連合は、改めて、時間給1,000円以上の引き上げを求めるとともに「全国一律最低賃金制度」の法制化と時給1,500円の早期実現にむけた審議を求めるものである。

以上

鹿児島労働局長  
中所 照仁 殿

2023年 8月25日  
鹿児島市広木1丁目1番1号  
コープかごしま労働組  
執行委員長 溝口

## 2023年度鹿児島県最低賃金の改定決定答申に対する異議申出

今年度の鹿児島県最低賃金審議会は8月10日、県内の最低賃金を現行時間額853円から44円引き上げ、時間額897円とするよう鹿児島労働局長に答申がなされました。3年連続での大幅な最低賃金の引き上げにより地域間格差も縮小したことは一定評価します。しかし、改定額897円は依然として憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」に満たない水準であると考えます。したがって、「鹿児島県最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

### 記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額897円とすることは不服です。
- 2、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,500円以上とすることを求めます。
- 3、中小零細企業支援策の拡充を国に要請することを求めます。

### 【異議申出の主旨】

鹿児島県最低賃金審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安がプラス39円であるのに対し、5円アップ44円の引き上げは、コロナ禍で落ち込んだ経済活動の回復や、慢性的な人手不足の中奮闘する県内の労働者を励ます方向での答申と捉え、貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきまして意見陳述や傍聴の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

### 1、8時間働いても普通に暮らせない最低賃金額である

鹿児島で働く労働者の多くは、パート・アルバイトや派遣などの非正規労働者で、時給はほぼ最低賃金に張り付いているのが現状です。また、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界情勢の急速な変容は、原材料や燃料等の高騰や円安を招き影響は鹿児島県で働く労働者の家計を直撃しています。最低賃金の引き上げは、「人手不足解消」「働きやすい職場」「普通の暮らしの実現」に繋がる重要なものです。私たちは、生計費をもとに8時間働けば普通に暮らせる社会を目指しています。答申の44円引き上げは地域間格差については是正がなされたとは言い難く、最低賃金を大幅に引き上げるためには何が必要かも含めて最賃審議会にて審議が尽くされることを求めるものです。

### 2、最低賃金の大幅な引き上げには中小零細企業への公的な支援が欠かせない

最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（「直接的な財政支援」「税や社会保障負担の軽減」「大企業との適正取引の実現支援」など）が不可欠です。貴最低賃金審議会は、抜本的な中小零細企業支援策などを国や県に提言するべきだと考えます。現在、中小零細企業支援策は「金融支援、融資制度、新規事業、雇用、能力開発、賃金労働条件」などに使われていますが、活用には様々な条件があります。貴職におかれましても積極的に制度を検討し、円滑かつ適切な運用という中小零細企業支援策のあるべき姿を示せるよう国に対して要請をしていただくようお願いいたします。

### 3、全国一律最賃制度の実現で地域間格差の解消を

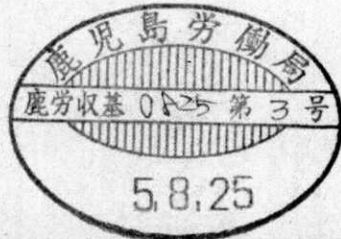
鹿児島県は新規高卒者の県外就職者が多く、優秀な人材の流出を防ぐためにも、鹿児島県の最低時給を上げなければなりません。地域間の賃金格差は、賃金の低い都市から高い都市へ人口流出を招き、あるいは若者が経済的な理由で親元を離れるしかすべがなく、所帯をもつ意欲を削ぎ、出生率の引き下げを招いているとの識者の声もあります。全国一律の最低賃金制度の実現が求められており、最高額の東京との差は未だ216円と開きがあり、鹿児島で生まれ育った若者たちの未来の為にも時給1,500円以上への引き上げによる地域格差の解消を求めます。

以上



2023年8月25日

鹿児島労働局長  
中所 照仁 様



鹿児島県医療労働組合連合会

委員長 松下 浩幸

住所 鹿児島市易居町2番1号有馬ビル2階

電話番号 099-219-1765

## 2023年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月10日、鹿児島地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を地域別最低賃金改定額の目安額39円に5円プラスして44円引き上げ、897円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は216円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2023年8月25日

鹿児島労働局長 中所 照仁 様

鹿児島県自治体関連労働組合総  
執行委員長 柳田 庫呂  
鹿児島市易居町2-1有馬ビル  
(電話) 099-227-0777 (FAX) 099-227-0767

## 令和5年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月10日、県内の最低賃金を現行時間額853円から44円引き上げ、時間額897円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と労働力人口の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安39円に5円をプラスするとの結論は極めて意義深いものです。しかし、改定額897円は憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

### 記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額897円とすることは不服です。鹿児島県労連が実施した最低生計費調査に基づき、時間額1500円以上とすることを求めます。
- 2、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めます。
- 3、審議員を民主的に選出してください。

### 【異議申出の主旨】

#### (1) 憲法25条に立脚し、「健康で文化的な最低限の生活を」営める賃金を

鹿児島地方審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安39円を5円うわまわる引き上げを決定した貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

ただ、私たちが求めている「時給1,500円」には遠く及ばず、時間額897円を年間1,800時間の労働時間で換算しても1,614,600円にとどまり、健康で文化的な生活を送るに十分な水準からはほど遠く、到底納得できず、異議を申し立てざるを得ません。鹿児島地方最低賃金審議会において、あらためて「法の趣旨を踏まえた」議論をお願いするものです。「最低賃金は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきであり、人としてその水準に達しているか」(最低賃金法第一条)を基本に捉えて改めて審議をお願いします。

#### (2) 中小企業への大幅支援拡充を政府・県に要請を

ご存じのとおり、日本の中小零細企業への支援額は、欧米など先進国と比較しても圧倒的に少ないのが現状です。鹿児島労働局からも政府、鹿児島県に対し、中小零細企業への大幅な支援拡充をご意見いただきますよう、お願い申し上げます。

#### (3) 審議員の選出方法を透明公正に

審議員の選出過程が明らかにされておりません。今年度より最賃専門部会が傍聴できるようになったものの、これでは、私たち労働者の代表が公正に選出されたのか疑問が生じます。審議員の選出方法を明らかにし、透明公正な選出方法を担保してください。

以上



2023年8月25日

鹿児島労働局長 中所 照仁 様

自治労連むぎのめ労働組  
執行委員長 谷口 優子  
鹿児島市易居町2-1有  
(電話) 099-227-0777 (FAX) 099-227-0767

## 令和5年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の最低賃金が現行より44円引き上げられ、897円になり、早ければ10月6日から適用されます。鹿児島県最低賃金審議会では、双方30円の隔たりがあったにも関わらず、議論を経て、過去最大の44円の上げ幅となったことは評価できるものと考えます。

しかし、急激な物価高騰が続く中、実質賃金はマイナスです。私たち福祉の現場では離職が多く、厳しい勤務シフトになっています。これらを鑑みると、答申された最低賃金額(897円)に対する受け止めは、厳しいものにならざるを得ません。

同時に、私たちは「健康で文化的な生活」(憲法25条)を保障する一環として、最低賃金1,500円以上を求めており、今年度は、せめて、1,000円を超えていただきたいと考えています。また、賃金は地域間で格差が存在しますが、福祉職場での仕事内容は地域によつての違いはありません。どこで働いても同程度の賃金が支払われるように最低賃金の是正を図っていただきたいです。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額897円とすることは不服です。鹿児島県労連が実施した最低生計費調査に基づき、時間額1500円以上とすることを求めます。
- 2、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めます。
- 3、審議員を民主的に選出してください。

### 【異議申出の主旨】

(1) 憲法25条に立脚し、「健康で文化的な最低限の生活を」営める賃金を

鹿児島地方審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安39円を5円うわまわる引き上げを決定した貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

ただ、私たちが求めている「時給1,500円」には遠く及ばず、時間額897円を年間1,800時間の労働時間で換算しても1,614,600円にとどまり、健康で文化的な生活を送るに十分な水準からはほど遠く、到底納得できず、異議を申し立てざるを得ません。鹿児島地方最低賃金審議会において、あらためて「法の趣旨を踏まえた」議論をお願いするものです。「最低賃金は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきであり、人としてその水準に達しているか」(最低賃金法第一条)を基本に捉えて改めて審議をお願いします。

(2) 中小企業への大幅支援拡充を政府・県に要請を

ご存じのとおり、日本の中小零細企業への支援額は、欧米など先進国と比較しても圧倒的に少ないのが現状です。鹿児島労働局からも政府、鹿児島県に対し、中小零細企業への大幅な支援拡充をご意見いただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 審議員の選出方法を透明公正に

審議員の選出過程が明らかにされておられません。今年度より最賃専門部会が傍聴できるようになったものの、これでは、私たち労働者の代表が公正に選出されたのか疑問が生じます。審議員の選出方法を明らかにし、透明公正な選出方法を担保してください。



以上